平成２６年４月１日施行

旭川市図書館運営施策方針

旭川市図書館運営基本方針を推進するために，次のように運営施策方針を定めます。

１ 次の図書館サービスの更なる充実を図ります。
（１） 資料の提供（貸出，閲覧，複写）
（２） 調査研究に対する援助
（３） 各種事業及び行事の実施
（４） 読書活動に係る場の提供
（５） 利用促進のための広報活動及び情報提供
（６） その他読書推進に係るもの

２ サービスを展開するに当たっては次の考え方で進めます。
（１） 「図書館の自由に関する宣言」（1979 年改訂　社団法人日本図書館協会）にのっとることを基本とします。
（２） 利用者へのサービスは公平に提供するよう努めます。
（３） 利用者にとって分かりやすく利用しやすいサービスに努めます。

３ 各種連携及び協働を進めます。
（１） 行政機関及び各種団体との連携や協働により読書活動を推進します。
（２） 家庭，学校及びボランティア等との連携や協働により子どもの読書活動を推進します。

４ 資料の充実と施設の整備を図ります。
（１） 予算の確保に努めながら，蔵書構成や市民ニーズを考慮し，資料の充実を図ります。
（２） 地域資料（郷土資料）を網羅的に収集し，整理及び保存します。
（３） 市内全域サービス網の整備充実に努めます。

５ 職員体制の整備に取り組みます。
（１） 専門職（司書及び司書補）の確保とその身分の安定を図ります。
（２） 職員研修等を通じて職員の資質向上を図ります。

６ 業務の見直しを行い，適宜改善を図ります。

７ その他，本方針に定めのない施策の必要が生じた場合は，その都度，別に定めます。